

特別養護老人ホーム 大年寺山ジェロントピア（短期入所） 利用者負担金一覧表

令和3年8月1日現在

		食費・滞在費の負担限度額区分	A介護費	B共通体制加算 下記記載※①	C処遇改善加算Ⅰ (A+B)×8.3%	D特定処遇改善加算Ⅱ (A+B)×2.3%	E滞在費 (1,970)	F食費 3食(朝・昼・夕)の場合※③	日額 A+B+C+D+E+F
要支援 (併ユ・↓)	1	第1段階	5402	62	453	125	820	300	1,727
		〃 2 〃					820	390	1,817
		〃 3 〃					1,310	1,000	2,917
		〃 3 〃 ②					1,310	1,300	3,217
	〃 4 〃	2,150	1,445	4,202					
	2	第1段階	6704	62	561	155	820	300	1,871
		〃 2 〃					820	390	1,961
		〃 3 〃					1,310	1,000	3,061
〃 3 〃 ②		1,310					1,300	3,361	
〃 4 〃	2,150	1,445	4,346						
要介護 (併ユ・空床・↑)	1	第1段階	7189	248	617	171	820	300	1,944
		〃 2 〃					820	390	2,034
		〃 3 〃					1,310	1,000	3,134
		〃 3 〃 ②					1,310	1,300	3,434
		〃 4 〃					2,150	1,445	4,419
	2	第1段階	7892	248	675	187	820	300	2,022
		〃 2 〃					820	390	2,112
		〃 3 〃					1,310	1,000	3,212
		〃 3 〃 ②					1,310	1,300	3,512
		〃 4 〃					2,150	1,445	4,497
	3	第1段階	8656	248	739	204	820	300	2,106
		〃 2 〃					820	390	2,196
		〃 3 〃					1,310	1,000	3,296
		〃 3 〃 ②					1,310	1,300	3,596
		〃 4 〃					2,150	1,445	4,581
	4	第1段階	9379	248	799	221	820	300	2,186
		〃 2 〃					820	390	2,276
		〃 3 〃					1,310	1,000	3,376
		〃 3 〃 ②					1,310	1,300	3,676
		〃 4 〃					2,150	1,445	4,661
5	第1段階	10082	248	857	237	820	300	2,264	
	〃 2 〃					820	390	2,354	
	〃 3 〃					1,310	1,000	3,454	
	〃 3 〃 ②					1,310	1,300	3,754	
	〃 4 〃					2,150	1,445	4,739	

×
利用
日数

※左表ABCD上段は介護保険適用前の総費用額です。

※1単位に仙台市の地域区分単価(6級地10.33円)を乗じた金額がサービス費となります。

※利用者負担額はサービス費から保険給付分(9割(端数切捨))を引いた額(下段下線部の金額)になります。

※H30年8月1日から、左表の居住・食費の負担限度額区分とは別に、一定の所得がある方は、自己負担額が2割または3割負担になります(負担割合については、7月末までに、仙台市から「介護保険負担割合証」が発行されます)。

※③食費(3食以外の場合)

[]内は負担限度額区分適用前の金額です。

朝食	第1段階 [300]	300
	〃 2 〃 ["]	300
	〃 3 〃 ["]	300
	〃 ② ["]	300
朝+昼食	第1段階 [300+645]	300
	〃 2 〃 ["]	390
	〃 3 〃 ["]	945
	〃 ② ["]	945
昼+夕食	第1段階 [645+500]	300
	〃 2 〃 ["]	390
	〃 3 〃 ["]	1,000
	〃 ② ["]	1,145
夕食	第1段階 [500]	300
	〃 2 〃 ["]	390
	〃 3 〃 ["]	500
	〃 ② ["]	500

※①夜勤職員体制加算Ⅱ(186円)のうち19円(予防除く)・サービス提供体制強化加算Ⅲ(62円)のうち6円/常勤割合50%以上

※②個別に算定されるもの等として、送迎加算(1,900円)のうち190円/片道・療養食加算(82円)のうち9円/回・医師の食事せんによる治療食・医療連携強化加算(599円)のうち60円・連続30日を超える

利用の減算(▲309円)のうち▲31円

居住・食費の負担限度額区分 (1～3段階は市町村民税世帯非課税)

- 第1段階 老齢福祉年金受給者(生活保護受給者は小規模生活単位型施設を利用できない場合)
- 第2段階 合計所得金額+課税年金収入額(障害者年金・遺族年金を除く)が年額で80万円以下
- 第3段階 合計所得金額+課税年金収入額が年額で80万円超120万円以下(年金収入だけの場合は第3段階)
- 第4段階 合計所得金額+課税年金収入額が年額で120万円超

- ※預貯金額の要件 R3.8.1～変更
- 単身650万円、夫婦1,650万円
- 単身550万円、夫婦1,550万円
- 単身500万円、夫婦1,500万円

第4段階以上 ◆1～3段階について、その他特例扱いもあります。実際の区分認定は市町村が行います。